

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 福祉総務課

許認可等の内容		障がい福祉サービス事業者の指定
根拠法令等及び条項		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項及び第36条第1項、栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第1第17の3
標準 処理 期間	根拠条項	内規
	設定等年月日	平成28年4月1日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	30日
審査 基準	根拠条項	栃木市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条第3項
	参考事項	
	設定等年月日	平成25年4月1日設定 平成 年 月 日最終変更
	【 基 準 】	
1		栃木市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例に規定する基準を満たしているときに指定することができる。
2		次の事項のいずれかに該当するときは、事業者の指定をしてはならない。
(1)		申請者が法人でないとき。
(2)		当該申請に係るサービス事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「本市指定事業者基準条例」という。）で定める基準を満たしていないとき。
(3)		申請者が、本市指定事業者基準条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な障害福祉サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
(4)		申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
(5)		申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

- (6) 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (7) 申請者が、法第50条第1項、法第51条の29第1項若しくは第2項又は法第76条の3第6項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員又はそのサービス事業所を管理する者その他の政令で定める使用人(以下「役員等」という。)であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前60日以内に当該者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障がい福祉サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障がい福祉サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障がい福祉サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- (8) 申請者と密接な関係を有する者(申請者(法人に限る。以下この号において同じ。))の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの(以下この号において「申請者の親会社等」という。)、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもののうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。)が、法第50条第1項、法第51条の29第1項若しくは第2項又は法第76条の3第6項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害福祉サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害福祉サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- (9) 申請者が、法第50条第1項、法第51条の29第1項若しくは第2項又は法第76条の3第6項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第46条第2項又は法第51条の25第2項若しくは第4項の規定に

よる事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

- (10) 申請者が、法第48条第1項又は法第51条の2第1項若しくは第2項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき法第50条第1項又は法第51条の2第1項若しくは第2項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に法第46条第2項又は法第51条の2第2項若しくは第4項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (11) (9)に規定する期間内に法第46条第2項又は法第51条の2第2項若しくは第4項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (12) 申請者が、指定の申請前5年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- (13) 申請者が、法人で、その役員等のうちに(4)から(7)まで又は(9)から(12)までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- (14) 申請者が、法人でない者で、その管理者が(4)から(7)まで又は(9)から(12)までのいずれかに該当する者であるとき。